

大型開発(桜町・熊本城ホール、立野ダム)優先ではなく、被災者に寄り添った支援を!

高い使用料の熊本城ホール 市民は利用できません!

桜町再開発で整備が進められている熊本城ホール。

9月議会には、ホール等の使用料を定める条例が示されました。メインホールは、市民会館の約4倍、3000席の福岡国際会議場の約2倍とかなり高額となっています。また、中規模ホールも市内各施設と比較しても6倍~10倍と高額です。しかも、指定管理者がその1.5倍まで自由に設定できるようになっています。このような金額では、市民は利用することができません。

熊本城ホール・市民会館・福岡国際会議場のメインホールの使用料比較

	熊本城ホール	市民会館	福岡国際会議場
収容人数	固定席2300席	固定席1591席	多目的ホールと一体利用3000席
時間帯	土日・終日	土日・終日	土日・終日
使用料	131万400円	34万3200円	63万2923円

※いずれも、営利目的での利用の場合。

福岡国際会議場は、3001円以上の入場料を徴収する場合



熊本城ホールと市内の中規模ホールの終日利用した場合の使用料比較

	熊本城ホール	火の君文化ホール	植木文化ホール	森都心プラザホール
収容人数	750席	594席	601席	489席
使用料	32万7600円	3万3000円	3万1500円	5万2800円

大型ハコモノ

熊本城ホールこそ立ち止まって見直すべき

熊本城ホール整備に300億円、再開発株式会社に補助金として126億円が支出されます。さらに今後の維持管理費も当初の見込みから1億円増加することが明らかになりました。

熊本城ホールの整備と合わせ、総額10億円の辛島公園地下駐車場の整

備計画が突然出されました。

熊本地震からの復興は始まったばかりであり、住まい再建の見通しが立っていない被災者も多く残されています。市政史上最大のハコモノ建設は見直し、被災者の生活再建にこそ、力を注ぐべきです。

不適正な委託や補助は、「北口議員の働きかけ」が原因

外部監査報告は、熊本市漁協(北口議員が代表理事)への委託や補助を「不適切」と認定

熊本市は、実態のない「熊本市漁協」に随意契約で毎年業務を委託したり、補助金を支出するなど、異常な支出を繰り返していました。常識では考えられないような異常な契約の数々に北口議員の不当な圧力があったことが、市議会の特別委員会で明らかになりました。

熊本市議会として、北口議員が代表理事を務める「熊本市漁協」との不当な契約の全容を明らかにするため、「個別外部監査」の実施を決定しました。11月7日、個別外部監査人より、監査報告書が提出されました。

結果は、熊本市漁協への委託や補助は「不適正・不適切」とするもので、その原因は「北口議員の働きかけ」にあるとしたものでした。

北口議員の不当要求に応えゆがめられてきた市政の実態が「外部監査」で明らかに

電話1本で、即日補助金決定

1者見積もりで随意契約

議員権限の逸脱・政治倫理条例違反・兼業禁止抵触の疑い

補助金は、北口議員の電話1本での要望に、即日決定。申請から交付まで審査された形跡がなく、北口議員の要求に応える1点で支出を判断しているのは、明白な補助制度の悪用であるとし、金額は少額の15万円であるものの「違法というほかない」と断じています。

「外来魚捕獲業務委託」は、事業決定・予算請求・契約締結・履行確認・支払いに至るまで、各手続きのすべてにあたって不適正・不適切がある。随意契約、見積徴取は1者のみ、履行確認もせず支払いが行われているなどの異常を指摘しています。

市への委託や補助の働きかけは、議員自身・親族に利害関係のある事案の議事に参与しないという自治法の趣旨から、許されない。「特定の企業・団体に有利な取り計らいをしない」「法令を遵守し、不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしない」という政治倫理条例の規定に違反する。熊本市漁協への委託や補助金支出は、市が請負をする法人の役員となることの禁止を定めた地方自治法の兼業禁止に抵触の疑い。

応急仮設・みなし仮設住宅の入居期間が、1年間延長されることが決まりました。現在、熊本市では約1万世帯が仮設住宅に入居しています。本来の仮設住宅の入居期間は2年間ですが、入居者がらは、住まいの再建のめどが立たないと理由から、入居期間の延長が求められていました。市議団としても、国への要請や議会において、入居期間の延長をくりかえし要望してきました。希望するすべての被災者が安心して生活できるよう、引き続き期間延長を求めていきます。

医療費・保険料減免が9月末で打ち切り

支援の再開を!



災害公営住宅の抜本的整備を!

いまだ多くの被災者が、恒久的な住まいの確保に不安をかかえています。

そのため熊本市は、新規の災害公営住宅を150戸、また既存の市営住宅の空き室を活用して、住宅を整備する方針です。

さらなる災害公営住宅の抜本的な拡充とともに、民間住宅への家賃補助など、住まいの確保に向けた取組みを推進すべきです。



仮設住宅の入居期間が1年間延長に!

宅地・液状化被害―自己負担の軽減と市による維持管理を

液状化や擁壁が崩れるなどした地盤被害については、基金での支援事業による助成が行われるようになりました。しかし、住民負担が重いために、申請受付件数は被害全体の15%にすぎません。また、液状化対策でつくる施設の維持管理費は住民負担となる予定です。宅地被害の住民負担をさらに軽減し、施設の維持管理費は、行政で負担することが求められます。

一部損壊世帯へは、非課税世帯・ひとり親世帯に3万円、100万円以上の復旧工事がかった場合に10万円の義援金が出されるようになりました。しかし、8万世帯を越える一部損壊世帯の3割しかその対象とはならず、5万5千世帯の人たちはなんの支援も受けられない状態です。全ての被災世帯へなんらかの支援が行われるよう取り組んでいきます。

震災復旧ほか、様々なご要望やご相談は、日本共産党熊本市議団へ ☎328-2656

熊本地震

支援の再開・延長と、恒久的な住まいの確保を!